

業務名称：DX 主流化に係る専門技術支援業務（2024-2025 年度）（単価契約）
（公告日：2024年5月24日 管理番号：24a00319）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 20	6. 業務従事者の担当分野・要員配置・業務量の目途	「本業務を実施するにあたり、受注者は予め業務従事者を6名以上配置し（複数配置すること可）、業務を統括する者1名を業務主任者とする。業務主任者がその他業務従事者の業務内容及び質の管理を行う。発注者は本業務の実施に必要な依頼・指示を業務主任者に対して行う。」と記載がありますが、業務従事者（6名以上配置）の中の一人から、業務主任者を選定するという認識でよろしいでしょうか。（例：「①JICA事業のデジタル技術活用支援」の業務従事者が業務主任者を担当）	業務従事者（6名以上）の内数として業務主任者を配置する形でも、業務従事者とは別に業務主任者を配置する形でも、いずれでも支障ありません。
2	P. 20	6. 業務従事者の担当分野・要員配置・業務量の目途 (2) (a)	「(a) 各業務従事者が業務の内容に関する下記年数以上の業務経験を有していること」として、P. 13～18の業務内容から、各業務従事者を設定されていると思いますが、「(6) 事業データ利活用支援」の求められる能力の記載はありません。 「(6) 事業データ利活用支援」の求められる能力の条件はございますでしょうか。	以下の通りと致します（②システム構想策定・開発運用監視支援と同様）。 ⑥事業データ利活用支援： 1. システム開発経験3年以上 2. システム構想策定支援経験3年以上 3. システム開発プロジェクトマネジメント経験5年以上
3	P. 21 P. 23	6. (2) 求められる能力 (c) 10. 特記事項 (6)	業務仕様書には「途上国政府等との打合せに同席することも想定されるため、業務従事者はビジネスレベルの英語（英語でのプレゼンテーションおよび資料作成の能力）を有すること。」「途上国政府等との打合せに同席することも想定される。そのため、業務従事者はビジネスレベルの英語（英語でのプレゼンテーションおよび資料作成の能力）を前提とする。」と記載がありますが、受注者チーム全体のパフォーマンスを鑑みた際にすべての業務従事者が英語能力を有する必要はなく、受注者の体制として業務に支障をきたすことなく、英語でのアウトプットが提供およびコミュニケーションできれば問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	P. 25 P. 27	社としての経験・能力等 類似業務の経験	「当該業務に最も類似すると思われる実績（5 件以内）を選び」と記載がありますが、「一覧リスト（参考：様式 1（その 1））」「個別（参考：様式 1（その 2））」ともに5 件以内の記載という認識でよろしいでしょうか。 それとも、一覧リストは6件以上記載、その中から5件選んで個別に記載ということでしょうか。後者の場合、一覧リストの上限件数がありましたらご教示ください。	一覧リストは5件以上記載頂き、そのうち当該業務に最も類似すると思われる実績（5件以内）を選んで記述するようにしてください。なお一覧リストの上限件数は特にございません。
5	P. 25 P. 27	業務総括者の類似業務の経験	「業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを5 件まで選択」と記載がありますが、「一覧リスト（参考：様式 2（その 2））」「個別（参考：様式 2（その 3））」とのに5件以内の記載という認識でよろしいでしょうか。 それとも、一覧リストは過去5年までの類似案件を6件以上記載、その中から5件選んで個別に記載ということでしょうか。後者の場合、一覧リストの上限件数がありましたらご教示ください。	一覧リストは5件以上記載頂き、そのうち当該業務に最も類似すると思われる実績（5件以内）を選んで記述するようにしてください。なお一覧リストの上限件数は特にございません。
6	P. 25	業務従事者の経験・能力	業務総括者以外の業務従事者の評価として提示する資料は ・類似業務の個別説明資料（参考：様式 2（その 3）） ・その他学位、資格等（任意様式）の 2 点であり、プロフィールや類似業務の一覧リスト（参考：様式 2（その 1、その 2））は不要ということでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	P12	第2 1. 業務の背景	「本業務は「DX主流化に係る専門技術支援業務（2022-2024年度）（単価契約）（複数年度契約）」（以下、「前契約」という。）の後継業務となり、継続中の支援案件が複数存在することから、前契約の支援から切れ目なくシームレスに他部署への支援を行うことが求められる」との記載があります。また、入札説明書P19にも、「一部業務については、受注者は前契約で実施した仕掛中業務を引継ぎ進めることとなる。」との記載があります。 一方で、「受注者は発注者の依頼内容27に応じて簡易ヒアリングを実施し、想定業務量（人時）を所定のフォーマット（作業見積回答書）で明示的に活動内容・体制・期間について提示の上、STI・DX 室担当職員、監督職員、依頼元部署担当職員（他部署支援の場合）の承認を経た後、業務を実施する」との記載もあります。 シームレスな他部署様支援の重要性を理解するものの、仕掛中業務の詳細な内容が開示されるのは契約締結後と考えますので、仕掛中業務を引き続きご支援させていただくかどうか、またご支援させていただく場合の諸条件については、個別業務開始前の都度合意の対象となると理解していますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約締結後、仕掛中業務の支援内容・支援条件・必要額について作業見積回答書をもとに受注者・発注者の間で合意させて頂くことを想定しています。
8	P15	第2 4. (2) (c) ① システム仕様書作成に係るアドバイス	「システム仕様書作成に関する作業支援」という記載の意図する具体的な作業はケースバイケースと思われますが、イメージとしては、受注者がゼロから仕様書案を作成して関係部署のレビューを求めていくというスタイルよりは、関係部署側が中心となって仕様書案を作成し、受注者側が適宜レビューやアドバイス、参考資料の提供等を行うスタイルを想定して人員体制を構築することを考えております。このような考え方で差し支えないでしょうか。	依頼元部署の依頼内容および調整次第となりますが、JICAでは調達仕様書のひな形を用意しており、それに準ずることでゼロからの仕様書案作成は不要と考えます。
9	P16	第2 4. (4) (a) ⑤ デジタル技術を活用した簡易デモシステム開発	簡易デモシステム開発に関し、入札説明書には、「アジャイルアプローチを採用し、必要最小限の機能を開発し、検証結果やフィードバックを踏まえ完成度を高めてゆく形での開発を意識する」との記載があります。独立行政法人情報処理推進機構によると、アジャイルアプローチを採用する場合には準委任契約が前提とされており、それによって柔軟性とリスクのバランスを担保するものとされていますが、貴機構が提示された契約書（案）は、成果品等の契約不適合についての規定を含む業務委託契約であり、これは必ずしも業界の標準と整合的ではないと思われます。 一方で、入札説明書の中には、「想定業務量（人時）を所定のフォーマット（作業見積回答書）で明示的に活動内容・体制・期間について提示の上、STI・DX 室担当職員、監督職員、依頼元部署担当職員（他部署支援の場合）の承認を経た後、業務を実施する」との記載もあるほか、契約後には打合簿の取り交わしも可能と考えます。そこで、業務委託契約を締結したとしても、所定のフォーマット又は打合簿等適当文書の中で、より詳細な内容かつ不可逆性の担保された合意証跡を、個別業務の開始前に都度残すといった対応をとることについて、ご検討いただくことは可能でしょうか。 具体的には、作成すべき成果物の内容、受注者の責任・免責範囲を含む権利義務関係（知的財産権、善管注意義務・完成責任・瑕疵担保責任、簡易デモに対する免責範囲の整理等）、開発アプローチ、体制及び役割分担（アジャイルの場合は発注者によるスクラム組成等）、（必要に応じて）個人情報の取扱、並びに簡易デモ開発後の本格開発フェーズへの参入可否等について各業務実施前の都度合意の対象とし、また、協議の結果として合意に至らない場合に受注者側にペナルティが課されるわけではない、という内容を想定しています。 またお支払い条件に関し、入札説明書（第2 8. (1) ）の記載を原則とするものと承知しておりますが、システム開発に伴い第三者クラウドサービスの利用を必要とする場合など特殊事例について例外を定める必要が生じた場合には、個別業務の開始に先立つ都度合意に際して、協議させていただければ幸いです。	受注者の責任範囲・免責事項等は原則、業務委託契約書（案）の条文・条件に準拠することとなりますが、都度作業依頼を行う際に取り交わす作業見積書の承認プロセスを通して、作成すべき成果物の内容等について発注者と受注者の間で協議の上、合意することは可能です。一方で作業実態と業務委託契約書（案）とで作業条件等の乖離が生じる場合は、適宜、機構と協議の上、打合簿ないしは変更契約を以て対応することと致します。 また第三者クラウドサービスの利用が必要となる場合についても発注者と受注者の間で協議の上両者が妥当と判断する場合に、支払方法の変更契約を検討することができます。
10	P18	第2 4. (5) (c) ⑤ 開発環境の運用支援	「STI・DX 室が保有する開発環境の運用支援」について、受注者側でどのような人材の配置が求められるか（例えばシステム保守の専門チームも含めて体制を構築すべきか）について検討するうえで、具体的にどういった作業内容が想定されるか可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	現状は開発環境を保有しておりませんが、過去に一部の部署の依頼に基づくデモアプリの開発を目的としてPaaS・SaaSを組み合わせた環境構築を行った経緯があります。
11	P20	第2 5. (6) 他部署の事業・業務	「他部署の事業・業務において DX 主流化を実現するべく、一定期間、担当部署に常駐・半常駐の形を取り、同部署からの DX に係る相談受付や支援を行う。」との記載があります。 この点、他部署様をハンズオンで支援することの重要性を理解するからこそ、常駐・半常駐といった勤務形態については、一定の柔軟性を持たせることで、幅広い人材の中から他部署様のご支援に最適と思われる人材を配置する可能性を追求したく考えます。 この点、具体的な勤務形態については、適宜、契約交渉や契約後の打合簿取り交わしを通じて定めることとし、例えばリモートでのご支援についても、取り得る選択肢の一つとしてご検討いただきたく考えますが、対応可否いかがでしょうか。	依頼元部署と協議の上、認められる場合に限り、リモートでの支援を認めます。
12	P22	第2 8. (1) 経費の精算	「4 月から翌 3 月までを 2 分割した期」を半期とするとの記載に鑑みると、今回の契約期間に照らせば、2024年8月-9月期、2024年10月-2025年3月期、2025年4月-9月期、の3回に分けて精算が行われるものと理解しましたが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

通番	該当頁	項目	質問	回答
13	P25	第3 技術提案書の作成要領	「（3）業務総括者及び主な業務従事の経験・能力」に関し、評価対象書類を提出すべきは、P20に「業務従事者を6名以上配置」と書いてあることに鑑み、業務総括者分に加え、業務従事者全員分（6名以上あるいは総括者を除く5名以上）となりますでしょうか？それとも、業務総括者に加え、業務従事者も誰か1名分の資料のみ提出するべきでしょうか。また、業務従事者の「類似業務の経験」につきまして、様式2（その3）を参考にした内容をお示しするのは上限5件との記載が別紙（P28）にあります。業務従事者全員で合計5件が上限なのか、それとも6名以上（あるいは総括者を除く5名以上）の業務従事者がそれぞれ上限5件ということで例えば上限30件（あるいは25件）と捉えるべきか、お示しいただけますと幸いです。 加えて、入札説明書P25の記載を踏まえると、業務総括者と異なり、業務従事者については「様式2（その1、2）」に相当する履歴書様式の文書は提出不要であり、一方で「類似業務の経験」については様式2（その3）を参考にした様式で、「その他学位、資格等」については任意様式で、それぞれ提出するものと理解しましたが、相違ないでしょうか。	本業務に従事する想定業務総括者および主な業務従事者の必要書類のご提示を御願い致します。 また業務従事者の経験については、それぞれの従事者の有する上限5件分の経験業務をご記載ください（全業務従事者で合計5件ということではありません）。 また業務従事者における提出様式についてはご理解のとおりです。
14	P27	第3 別紙	「1. 社としての経験・能力等」の「(1)類似業務の経験」に係る「技術提案書作成にあたっての留意事項」の中で、「当該業務に最も類似すると思われる実績（5 件以内）を選び」との記載があります。 「類似業務の経験（個別）」の上限は5件であるとして、「類似業務の経験（一覧リスト）」に記載すべきは、「類似業務の経験（個別）」と同一の事例を上限5件で掲載すべきでしょうか。それとも「類似業務の経験（一覧リスト）」に記載すべきは上限10件や20件など、別の定めがありますでしょうか。	一覧リストに記載数上限は定めておりませんので5件以上の経験実績を記載頂き、その中から当該業務に最も類似すると思われる実績（5件以内）を選定し、詳細について提案書に記載頂くようお願い致します。
15	P37	業務委託契約書 第14条（成果品等の取扱い）第5項	著作権人格権の不行使について、「著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作権人格権を行使しないものとする。」と修正いただくことをご検討いただけないでしょうか。	第14条（成果品等の取扱い）第5項の条文は変更いたしません。
16	P38	業務委託契約書 第15条（成果品等の契約不適合）第1項、第2項	「発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に」を、「当該成果品等の所有権の移転から1年以内に」（検査合格もしくは監督職員の確認時に所有権が移転することを想定）へ修正いただけないでしょうか。また、契約不適合責任の内容として、減額もしくは解約ではなく、修補もしくは損害の賠償に限定いただけないでしょうか。	第15条第1項及び第2項にある「発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に」を「当該成果品等の所有権の移転から1年以内に」に変更します。なお、その他第15条第1項及び第2項の条文は変更いたしません。
17	P41	業務委託契約書 第21条（発注者のその他の解除権）第2項	「この場合における收受したであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。」の文言を削除いただくことをご検討いただけないでしょうか。	第21条（発注者のその他の解除権）第2項の条文は変更いたしません。
18	P44	業務委託契約書 第27条（秘密の保持）第1項	第1項頭書について、「受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。」と修正いただくことをご検討いただけないでしょうか。	第27条（秘密の保持）第1項の条文は変更いたしません。
入札説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
2	P. 20	6. 業務従事者の担当分野・要員配置・業務量の目途 (2) 求められる能力	⑥事業データ利活用支援：－	⑥事業データ利活用支援： 1. システム開発経験3年以上 2. システム構想策定支援経験3年以上 3. システム開発プロジェクトマネジメント経験5年以上
16	P38	業務委託契約書 第15条（成果品等の契約不適合）第1項、第2項	（成果品等の契約不適合） 第 15 条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、 <u>発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り</u> 、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。 2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、 <u>発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り</u> 、本契約の全部又は一部を解除することができる。	（成果品等の契約不適合） 第 15 条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、 <u>当該成果品等の所有権の移転から1年以内にその旨を通知した場合に限り</u> 、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。 2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、 <u>当該成果品等の所有権の移転から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り</u> 、本契約の全部又は一部を解除することができる。